

# 福島県沖地震で被災された方への支援制度が開始されます

## 1. 制度概要

令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により、村内の多くの世帯が被災されました。

このため、大玉村では、生活の安定を図る一助とするため、地震により被災された住宅の屋根又は外壁等の修繕工事を行った被災者に対して補助金の支給又は住宅の応急修理工事を実施します。

被害の程度により支援内容が異なりますので、詳しくは生活安全係までお問い合わせください。

## 2. 準半壊判定を受けた方への支援内容

住宅の応急修理を行う方で、以下の全ての要件を満たす場合に、

**最大300,000円を支援** いたします。

- ①今回の地震により『り災証明書』（準半壊判定）の交付を受けた世帯主。
- ②応急修理によって、引き続き居住することができる。
- ③自らの資力では応急修理ができない。

※申請前に応急修理が完了した場合は、別途ご相談ください。

## 3. 準半壊に至らない（一部損壊）判定を受けた方への支援内容

住宅の応急修理を行った方で、以下の全ての要件を満たす場合に、

**一律100,000円の補助金支給** いたします。

- ①今回の地震により『り災証明書』（準半壊に至らない（一部損壊）判定）の交付を受けた世帯主。
- ②応急修理（20万円以上）を完了した世帯主。
- ③生活費（又は学費等）に充てるお金を使用して修理を行った世帯主。

## 4. 応急修理の範囲

- ①屋根等の基本部分
- ②ドア、窓等の外部に面した開口部
- ③上下水道等の配管・配線
- ④トイレ、風呂等の衛生設備

のうち、日常生活に必要欠くことのできない部分でより緊急を要する箇所を実施する。

※地震の被害と直接関係のある修理のみが対象。

※柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可。

## 5. 受付場所・お問い合わせ先（平日8時30分～17時15分）

- ①大玉村住宅応急修理事業について

申込先：住民生活課生活安全係 0243-24-8091

申請期限：令和3年11月30日

- ②り災証明書交付申請について

申込先：税務課評価係 0243-24-8094

申請期限：令和3年8月31日

# 住宅の応急修理にかかる工事例

## 1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板瓦葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋込部分の壁等のタイル補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管や配線の補修（スイッチ、コンセント、プラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む）

## 2 応急修理の基本的な考え方

- ① 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象となる。  
(例) ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）  
○壊れた便器の取替（×洗浄機能等の付帯したものは不可）  
○割れたガラスの取替（取り替えるガラスはペアガラスでも可）  
×壊れていない便器の取替  
×古くなった壁紙の貼替  
×古くなった屋根葺き材の取替
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱いとする。
  - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。  
(例) ×壊れた石膏ボードのみの取替  
×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。  
(例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、掃除機、独立式ガスコンロ、食洗器等）は対象外。
- ⑤ DIYは、自らの資力で実施することから、被災者地震で修繕を行いかかった費用については、対象外となります。
- ⑥ 修繕がグレードアップとなる工事は対象外です。  
(例) ×床の修繕に併せて、暖房機能を付加する  
×浴槽修繕に併せて、エコ給湯機能を付加する（※当初よりエコ給湯機能が備わっており、今回の地震で給湯器が壊れた場合は、対象となる）